

格差社会と相続増税

富山短期大学名誉教授 川中清司

● 格差社会とピケティ理論

フランスの経済学者、トマ・ピケティの「21世紀の資本」が一〇万部の世界的ベストセラーとなつた。

先進国の二〇〇年間の税務統計を基に「富の配分」を研究した。世界の富裕層が総所得の大半を占め、米国では上位一%の人があ九%の富を独占している。貧富の格差は日本でも進行していると指摘している。遺産相続も格差の源となる。

論拠となる数式に「 $r > g$ 」がある。資本の収益性(r)は、経済成長率(g)を上回るという定理だ。過去の資産の収益が労働所得より大きいことを示している。

● 國際的な資本課税

一九世紀以前は世襲社会で相続遺産が多くつた。世界大戦で資産が減つたが、今再び資産が増え、

資本主義社会が平等ではなくなり格差が急激に広がっている。

親の遺産を相続し、運用する金持ちに、労働者はいくら経済が成長しても追い越せない。「働けば報われる」時代ではない。

不平等を解消するために、高額所得者や巨大資産に対し世界規模で課税を導入すべきだと提案し

ている。タックスヘイブン（租税回避地）に大企業や富裕層の所得が逃避している。それをつきとめなければ税制が崩壊すると警告する。

● 資本主義と平等性

資本主義が進めば平等が進み、経済成長すれば差は縮まると言われてきた。ノーベル賞を受賞した経済学者クズネツ（一九〇一～

一九八五）は、約二〇年間で景気が循環すると主張した。しかし現実には格差が拡大する現象を生じている。

資本主義である限り格差は生まれる。しかし妥当な水準を超える社会をおびやかす。富裕層は政治献金など、政治的な力が強く、公平や平等の民主主義の土台を搖るがす。努力して報われればよいが、働いても報われない格差が問題なのだ。

● 教育の不均等

金持ちの子どもはいい大学を出て高い所得を得る。だが貧しい子どもには、教育の機会も均等ではない。誰でも能力があれば豊かななるという「教育の社会的流动性」も失われている。

米国では下位五〇%の低所得層の子どもが、大学に進学する率は

一〇%～二〇%にとどまる。上位四分の一の階層の子どもの進学率は四〇%～八〇%に倍増している。

親の所得で子どもの学歴が予測できる。ハーバード大学の学生の親の平均年収は四五万ドルで、所得の上位二%にあたる。米国が能力主義の社会というのは、建前に過ぎない。（「ピケティ入門」・池田信夫著より）

● 親の所得と人生コース

東大生の五七%の親の所得は九五〇〇万円以上という。親の所得一〇〇〇万円以上の約六二%が大学に進むが、四〇〇万円以下の層では約三三%しか進むことができず、進学をあきらめる者が多い。三〇代で結婚している人は、前者が三七%に比べ後者は九%に過ぎず独身が多い。前者は大手企業に就職し、厚生年金に入り貯蓄もできて、老後は有料老人ホームに入ることができる。

後者は非正規雇用で独身が多く、平均年収は二三五万円程度。国民年金加入で、老後の介護も懸念される。今、施設待機の介護難民が五二万人を数える。

● 日本社会の将来

来日したピケティ教授は一月三日に東京都内での記者会見で、

「日本は人口減少が加速化し、経済成長率は将来もつと鈍化し、所得・資産格差がさらに深刻になる」と警告した。

過去に蓄積された金融資産や土地などの重要性が増す。「親から遺産を引き継ぎ、家賃や配当を稼げる富裕層と、所得が伸び悩む中低所得者層の不平等が広がる」と指摘。成長と格差是正のためには、富裕層への資産課税に累進課税を提案。

その財源を社会保障や学校への支援に使い、若者の就職や子育てを容易にすべきだと述べた。

●各社の報道要約

貴族と庶民の著しい資産格差に対する不満も要因だった。
革命以前の貴族は人口の一%で、国の大半の財産を所有していた。革命のあと相続税が生まれたが、税率は低く一%程度だった。税率が低いため脱税の必要もなく、登記料程度で貴族の財産を守るようなものだった。

一九世紀のフランスでは、相続資産の所得が国民所得の二〇~二五%を占めていた。第一次世界大戦（一九一四~一九一八）を境に、資産格差は少なくなったが、最近再びその差が大きくなり、一九世紀型の世襲社会に近づいている。

●富の公平配分

相続税には「富の配分」という基本思想がある。人間は生来、自由で平等でなければならぬ。生まれながらにして貧富の差があり、それは許されない。課税でこれを正し、公平に配分するというものが、その後の人生でも格差を引きずるだ。

相続税反対の主張もある。生きている間の儲けに対し所得税を払い、死んで残した財産に、また相続税を掛けるのは二重課税といふ。

相続税の潜在的な収支規模は、高齢者が保有している預貯金から見て、相当額が期待される。これが社会保障の特定財源として、高齢者世代が残した遺産を社会に還元し、社会保障費に充てれば、借金の「次世代先送り」から転換される助けるとなる。

●社会保障と税の財源

日本の財政は火の車。国の借金が一四〇〇兆円でGDPの二倍を超える、国家予算の半分近くが借金。

その上さらに、社会保険費が毎年一兆円増え続ける。こうした危機的な財政状態からどう抜けだすか。

財政改革の視点は相続税にも向けられる。

相続税は、相続した財産から「基礎控除」を差し引いて納税額を計算する。その控除額が六割に引き下げられた。そのため、相続税を払わなくてよかつた人も、今後は

2015.3-4 専門店

過去に蓄積された金融資産や土地などの重要性が増す。「親から遺産を引き継ぎ、家賃や配当を稼げる富裕層と、所得が伸び悩む中低所得者層の不平等が広がる」と指摘。成長と格差是正のためには、富裕層への資産課税に累進課税を提案。

●アベノミクスに懐疑的

金融政策やアベノミクスには懷疑的な見方を示した。大企業や富裕層が潤えば、経済全体に行き渡るという「トリケルダウン」理論について、米国を見ても実現しておらず、過去一〇年で不平等は拡大していると効果を疑問視した。

●世界の相続税

相続税の始まりは古代ローマ帝國時代、初代皇帝アウグストゥスが、退役軍人の退職金の財源として導入した。日本では明治三八年、日露戦争の戦費調達のために始まつた。当時は、家督相続が一般的で相続税の租税収入も大きかった。

●相続税収一兆五〇〇〇億円

戦後日本の相続税の収入が多かったのは、平成五年度の二兆九三七七億円で、死亡者数に対する課税件数の割合は六・八%だった。その後は収入が減り、二六年度予算で一兆五四五〇億円しかなく、課税対象も四%程度だ。

今度の税制改正で、相続税を増

税した。富裕層への累進課税を強め、課税対象を増やすため、基礎控除を減額した。二七年度の増税額は、約三〇〇〇億円程度とみられる。

●改正相続税のあらまし

●相続税の対象者が増加

相続税は、相続した財産から「基礎控除」を差し引いて納税額を計算する。その控除額が六割に引き下げられた。そのため、相続税を払わなくてよかつた人も、今後は

富の蓄積をしていない世帯の負担を軽くする必要がある」として、若者向けに減税を実施し、格差を是正すべきだと提言した。（新聞

●フランスの税制

相続税をかけないで、富裕層を国内に移住させ、消費と税収を増やそうという政策もある。米国でもブッシュ政権下で、相続税廃止法ができた。オバマ政権で復活し、最高税率三五%、控除額は五〇〇万ドルとなつた。

●富の公平配分

相続税には「富の配分」という基本思想がある。人間は生来、自由で平等でなければならない。生まれながらにして貧富の差があり、それは許されない。課税でこれを正し、公平に配分するというものが、その後の人生でも格差を引きずるだ。

相続税反対の主張もある。生きている間の儲けに対して所得税を払い、死んで残した財産に、また相続税を掛けるのは二重課税といふ。

相続税の潜在的な収支規模は、高齢者が保有している預貯金から見て、相当額が期待される。これが社会保険の特定財源として、高齢者世代が残した遺産を社会に還元し、社会保険費に充てれば、借金の「次世代先送り」から転換される助けるとなる。

●改正相続税の対象者が増加

相続税は、相続した財産から「基礎控除」を差し引いて納税額を計算する。その控除額が六割に引き下げられた。そのため、相続税を

富の蓄積をしていない世帯の負担を軽くする必要がある」として、若者向けに減税を実施し、格差を是正すべきだと提言した。（新聞

●富の公平配分

相続税をかけないで、富裕層を国内に移住させ、消費と税収を増やそうという政策もある。米国でもブッシュ政権下で、相続税廃止法ができた。オバマ政権で復活し、最高税率三五%、控除額は五〇〇万ドルとなつた。

●富の公平配分

相続税には「富の配分」という基本思想がある。人間は生来、自由で平等でなければならない。生まれながらにして貧富の差があり、それは許されない。課税でこれを正し、公平に配分するというものが、その後の人生でも格差を引きずるだ。

相続税反対の主張もある。生きている間の儲けに対して所得税を払い、死んで残した財産に、また相続税を掛けるのは二重課税といふ。

相続税の潜在的な収支規模は、高齢者が保有している預貯金から見て、相当額が期待される。これが社会保険の特定財源として、高齢者世代が残した遺産を社会に還元し、社会保険費に充てれば、借金の「次世代先送り」から転換される助けるとなる。

●改正相続税の対象者が増加

相続税は、相続した財産から「基礎控除」を差し引いて納税額を計算する。その控除額が六割に引き下げられた。そのため、相続税を

課税対象の範囲に入る。相続税の対象となるのは、死亡件数の四%から六%と一・五倍に増える。相続で取得した金額が二億円を超える場合の税率も、四〇%から四五%にアップした。減税面では、未成年者や障害者に対する控除額が増え、特定居住者の評価を減らす面積が拡大された。以下はその

表1

改正前			平成27年から		
区分	税率・%	控除額・万円	区分	税率・%	控除額・万円
3億円以下	40	1,700	2億円以下	40	1,700
3億円超	50	4,700	3億円以下	45	2,700
			6億円以下	50	4,200
			6億円超	55	7,200

なお、1,000万円から1億円以下は、従来と同じ下記のとおり。

区分	税率・%	控除額・万円
1,000万円以下	10	—
3,000万円以下	15	50
5,000万円以下	20	200
1億円以下	30	700

●最高税率の引き上げ
表2の相続税の速算表の二億円は、金額に応じて増える累進税率となつていて。改正では「表1・

表2

計算例 資産6億円の相続税は500万円の増税となる	
改正前	(6億円×50% = 3億円) - 4,700万円 = 2億5,300万円
平成27年から	(6億円×50% = 3億円) - 4,200万円 = 2億5,800万円
	増税 500万円

表3

控除	改正前	平成27年から
未成年者控除 20歳に達するまでの1年につき	6万円	10万円
障害者控除 特別障害者控除 (85歳に達するまでの1年につき)	6万円 12万円	10万円 20万円

表4

	改正前	平成27年から
特定居住用宅地等	240m ²	330m ²
特定事業用等宅地等	400m ²	400m ²
合計の適用可能面積	400m ²	730m ²

あらまし。

●基礎控除が減り課税増える

相続税の計算で相続した財産から差し引く「基礎控除」の額は、

●相続人が未成年者・障害者の場合は、控除を引き上げ

超部分が増え、六億円超部分が五%となつた。者は一二万円から二〇万円となつた。

●小規模宅地などの特例緩和

法定相続人が未成年者や障害者の場合、相続税が生活基盤を脅かす可能性がある。それを考慮して、税金を軽減するための制度だ。今回の中止で、控除が引き上げられた(表3)。

「未成年者控除」は、二〇歳に達するまでの一年につき、従来の六万円から、改正で一〇万円となつた。「障害者控除」は、八五歳までの一年につき、従来の六万

①居住用の宅地などの限度面積が拡大

親と同居している小規模宅地の特例で、相続する宅地の評価面積を八割減額できる。本来の評価額

が四〇〇〇万円なら特例で八〇〇〇

万円になる。

昨年までは、特例にあてはまる

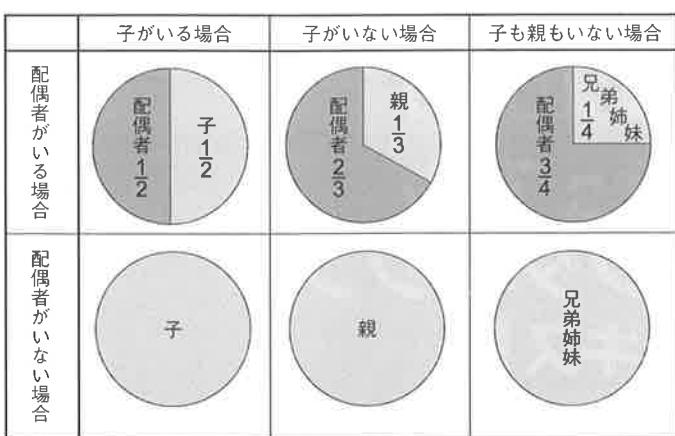
面積は、二四〇平方メートル（七

二坪強）だった。今度の改正で三

三〇平方メートル（約一〇〇坪）

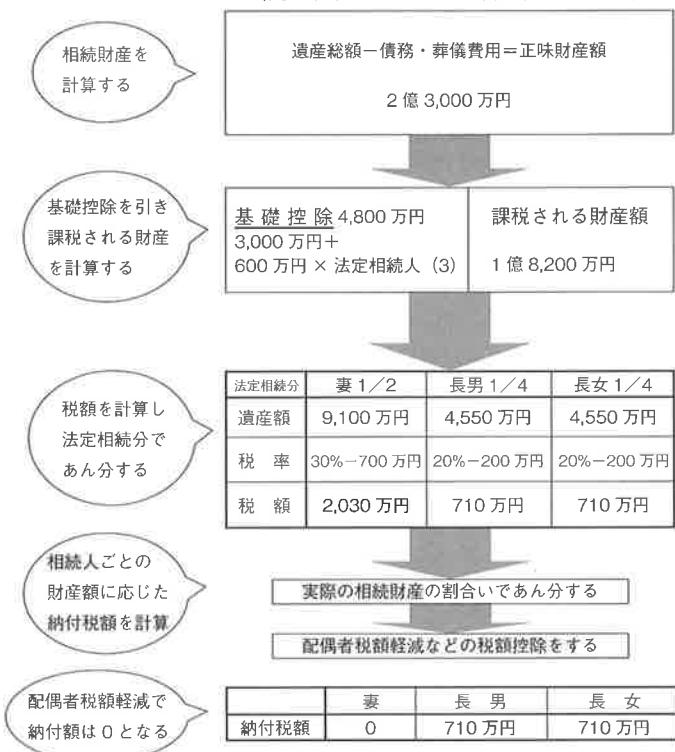
に拡大された。

②居住用と事業用の宅地などを選択する場合の適用面積が拡大
合計四〇〇平方メートル（約一
トール（約二二一坪）から、合計七三〇平方メー
トール（約二二一坪）までに拡大さ
れた。



相続税のしくみ

(例 相続人が3人 → 妻、長男、長女)



●配偶者の相続税軽減
財産を相続した配偶者は、相続税が軽減される。法定相続分の相当額と一億六〇〇〇万円のいずれか多い額まで、相続しても相続税がかからない。
配偶者が相続税を軽減されるのは、遠からず次の相続があり、課税されることがや、亡くなつた人と長年一緒に生活してきた配偶者の配慮と、遺産をつくり上げていた貢献を認め、老後の生活を保障するものだ。

相続税の申告期限までに遺産分割が行われ、配偶者の相続財産が確定していることが条件。未分割の場合は軽減がないが、三年以内に分割が確定すれば軽減される。

相続税計算しきみ

相続税の計算は次のような手順で行う。

- ①相続財産から負債や葬儀費用を引いて課税価格を出す
- ②基礎控除を引く
- ③法定相続分であん分する
- ④相続税の総額を出す
- ⑤実際の相続割合であん分する
- ⑥税額控除(配偶者税額軽減・未成

●法定相続分
相続税の計算では、法定相続人の数について次のように取り扱われる。
①相続の放棄をした人がいても、放棄がなかつたものとした数とする。
②養子の数は、実子のいる場合は一人、いない場合は二人に制限する。

配偶者の税額の軽減額

相続税の総額 × 次の①と②の少ない額
課税価格の合計額

- ①配偶者の法定相続分の額と1億6,000万円の多い額
- ②配偶者の相続税の課税価格